

派遣法第23条第5項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報
(2024年6月1日現在)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)が
改正され 第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- 労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数
- 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数
- 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- 派遣労働者の賃金の額の平均額
- マージン率=(③-④)/③%
- 教育訓練に関する事項
- 雇用安定措置を講じた人数
- 労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別
- 協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期

拠点名称	四国支社
拠点の所在地	愛媛県松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル1F

①派遣労働者数	②派遣先事業所数(実数)	③労働者派遣料 (平均:8.0H/日)	④派遣労働者の賃金 (平均:8.0H/日)	⑤マージン率 (※(③-④)/③)
27名	22事業所	17,618円	11,174円	36.6%

※「マージン率」とは、派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と言います。

マージンに含まれる費用

派遣料金	マージン	営業利益	労働者派遣料から 労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	
		会社運営経費	健康診断費用	一般検診および生活習慣予防検診の受診費用
			募集費用	派遣労働者の募集に係る求人媒体(求人誌・インターネット等)、登録会場の費用など
			就業管理費用	派遣労働者の就業に係る費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等)
			営業費用	営業スタッフの人件費および活動費・法定手続き費用・事務所費・通信費等
			有給休暇会社引当	派遣労働者が年次有給休暇取得時に係る賃金 (派遣先へ請求出来ない)
	36.6%	社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、 介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
63.4%	派遣スタッフ給与			

⑥教育訓練に関する事項

入社前研修、情報セキュリティ研修、ビジネスマナー研修
PC研修、個人情報保護教育、安全衛生教育

⑦雇用安定措置を講じた人数

派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数	0名
新たな派遣先への提供を講じた人数	0名
当社での派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数	0名
その他の措置を講じた人数	0名

⑧労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別

締結しております。

⑨協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期

・協定労働者の範囲 782軽作業員 以外の派遣労働者
・協定書の有効期間終期 2025/3/31